

## 共同住宅(アパート)など賃貸建物を建築された方へ

### 固定資産税(償却資産)の申告が必要です

共同住宅(アパート)、貸店舗、貸事務所などの不動産賃貸業を営んでいる方で、確定申告において、減価償却費として必要経費に算入される事業用資産を所有されている場合は、固定資産税(償却資産)の申告が必要です。

<固定資産税の対象となる償却資産とは>

会社や個人で事業を営んでいる方が、その事業のために用いることができる構築物(建物附属設備を含みます。)・機械・装置・工具・器具・備品などで、土地・家屋以外の減価償却できる資産をいいます。

【不動産賃貸業における申告が必要な償却資産を例示しますと、次のようなものがあります。】

構築物	「電気設備」のうち 受変電設備(キュービクル)、自家発電設備、蓄電池設備、動力引込工事、外灯設備等
	「給排水設備」のうち 屋外給水・排水設備、下水道接続工事等
	敷地のアスファルト舗装・コンクリート舗装、側溝、自転車置場、ごみ置場、周囲フェンス、門、ブロック塀、植栽工事、広告塔等
機械装置	太陽光発電設備、駐車場機械設備等
器具・備品	壁掛けエアコン、家具付きアパート等のテレビ・冷蔵庫等

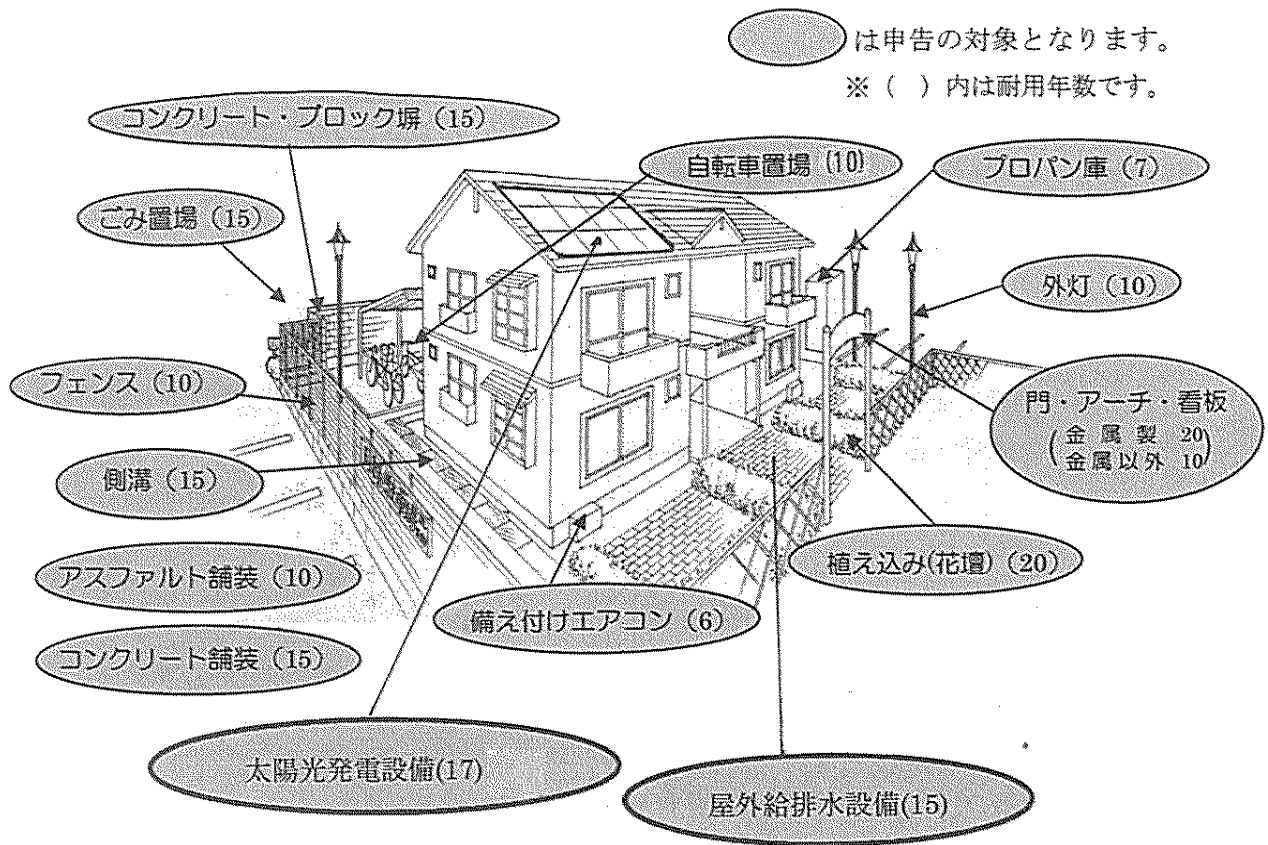
上記の資産の例示を参考に、工事見積書・固定資産台帳等を確認の上、対象資産を申告してください。

なお、所得税・法人税の確定申告において、次のような経理処理をされている場合は、これらのうち家屋(固定資産税)の課税対象となる建物本体部分を除き、申告の対象となる資産の名称・数量・取得価額を工事見積書等の内訳から抜き出して申告していただくことになります。

- 1 新築工事に要した経費を「建物一式」としてまとめて減価償却されている場合
- 2 受変電設備や屋外給水・排水設備等を「電気設備」や「給排水設備」としてまとめて減価償却されている場合

～裏面も御覧ください～

例：共同住宅（家屋本体は別途課税されます）



【問合せ先】

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市財政局税務部固定資産税課償却資産係

電話 (082) 504-2127 (直通)

FAX (082) 504-2129